

## 社会福祉法人富士見会

### 役員、評議員及び評議員選任・解任委員会委員の報酬等に関する規程

制 定	平成20年 4月 1日	一部改正	令和2年 4月 1日
一部改正	平成26年 4月 1日		(令2・6・10理事会決議)
一部改正	平成29年 2月 1日		(2・6・25評議員会決議)
一部改正	平成29年 6月 9日	一部改正	令和4年 7月 1日
	(29.6.9評議員会議決)		(令4・5・27理事会)
一部改正	平成30年12月 6日		(令4・6・14評議員会)
	(30.11.29理事会議決)		
	(30.12.6評議員会議決)		

#### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人富士見会の役員、評議員及び評議員選任・解任委員会（以下「選任委員会」という。）委員の報酬等について定めるものである。

#### (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

#### (理事会及び評議員会等の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会、評議員会及び選任委員会に、評議員が評議員会に、選任委員会委員が選任委員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び交通費はこれを支払わないものとする。

2 理事会又は評議員会を当法人定款に定める決議の省略による方法により開催した場合は、別表1に定める1日分の報酬日額の半額を支払うことができる。

3 交通費については、必要に応じ理事長が別途定める額とする。

#### (役員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務に当たった場合には、別表2により報酬を支払うことができる。

3 交通費については、必要に応じ理事長が別途定める額とする。

（監事の報酬等）

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、次項の報酬及び交通費はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会（出席）及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

3 交通費については、必要に応じ理事長が別途定める額とする。

（出張旅費）

第6条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給することができる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

（改正）

第7条 本規程の改正は、理事会及び評議員会の議決を経なければならない。

（附則）

1 この規程は、平成20年4月1日から適用する。

（附則）

1 この規程は、平成26年4月1日から適用する。

（附則）

（評議員会設置に伴う改正。）

1 この規程は、平成29年2月1日から適用する。

（評議員選任・解任委員会設置に伴う改正）

(附則)

- 1 この規程は、平成29年6月9日から適用する。

(理事会で改正済の本規程を評議員会で承認)

(附則)

- 1 この規程は、平成30年12月6日から適用する。
- 2 平成30年4月1日から平成30年12月5日までに支給された報酬及び交通費は、改正後の規定を適用するものとする。

(改正の要点)

- 1 報酬日額を従前どおりとし、税額を含まないものとした。
- 2 交通費は、別途理事長が定めるものとした。

(附則)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から適用する。
- 2 令和2年3月に実施した、第3条第2項に定める理事会及び評議員会については、改正後の規定を適用するものとする。

(附則)

- 1 この規程は、令和4年7月1日から適用する。

(改正の要点)

報酬日額を約半額に減額する。

別表1 理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会出席報酬（日額）

名 称	報 酬（税別）
理事会出席報酬等	10,000円以内
評議員会出席報酬等	10,000円以内
評議員選任・解任委員会 出席報酬等	10,000円以内

別表2 役員勤務報酬（日額）

名 称	報 酬（税別）
理事長業務報酬等	20,000円以内
理事業務報酬等	10,000円以内
監事監査指導報酬等	30,000円以内

別表3 出張旅費（日額）

旅費（交通費）	宿泊費	報 酬（税別）	業務必要経費
実 費	20,000円以内	10,000円以内	実 費